

## 蔵王山想定火口域の立ち入り規制解除（又は緩和）について

令和 8 年 1 月 9 日

### 1 立ち入り規制の背景

- ・平成 27 年 4 月に噴火警報が発表され、想定火口域から 1.2km を立ち入り規制。同年 6 月に気象庁の「蔵王山噴火警報等の発表基準」を下回ったため、警報解除。しかし、基準を下回っても火山活動は活発であることから、以下の対策を実施することとした。
  - ① 想定火口域内立ち入り規制 … 想定火口域外の「馬の背登山道」や「賽の磧登山道」も含むもの。
  - ② 注意喚起標識の設置 … 「蔵王レストハウス近辺」、「各登山口」で実施。
- ・警報解除後、火山活動は警報発表前までの状態には戻っていないが、観光団体等からの強い要望もあり、平成 28 年 7 月 1 日に避難路の開通と併せて、「馬の背登山道」の通行規制を解除した。
- ・その後、平成 28 年 7 月 26 日に噴火警戒レベルの導入に併せて、想定火口域外の「賽の磧登山道」の立ち入り規制を解除した。また、想定火口域内の立ち入り規制は「警戒レベル 1」の対応として実施することとした。

→過去の協議会の記録を確認したが、当初は立ち入り規制基準の明確化や解除基準について、検討するとしておきながらも、上記のとおりに取り扱うことが決定してからは、このことについて議論されていなかった。

### 2 検討の経緯

- ・令和 5 年 9 月中旬頃に県民からこのことについての問い合わせがあった。
- ・問い合わせには、「1 立ち入り規制の背景」に記載のとおり、回答した。
- ・直近の噴火警報発表からその時点で 5 年ほど経過している状況も踏まえ、想定火口域内の立ち入り規制について、令和 5 年度幹事会の議題として、各委員及び幹事会幹事宛て意見照会をした。
- ・意見照会の結果、想定火口内の解除又は緩和に賛成する意見が多くたものの、アドバイザーの火山専門家の意見を尊重した結果、令和 5 年度協議会において、以下のことが決定した。つまり、想定火口内のうち、御釜の立入規制は継続することとする一方、賽の磧登山道については、現地調査を行った上で整備の可否及び必要な整備手法の検討を行ったうえで、規制解除の可否を判断することとなった。

### 3 現地調査の実施

令和 6 年度の現地調査は天候不良により中止。令和 7 年 10 月 7 日（火）に現地調査を実施。

- ・参加機関：宮城県（防災推進課・観光戦略課）、蔵王町、川崎町、仙南消防、白石警察署
- ・調査ルート：賽の磧駐車場→追分へ抜けるルート（想定火口内を通る）
- ・調査結果と今後の方針： 資料 1 - 5 参照